

## 幼児教育・保育の無償化のご案内

- 無償化の対象となるためには、利用する前月末日までに垂井町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

■ **保育の必要性の認定を受けるには、保育を必要とする理由が必要です。**

—— **保育を必要とする理由** ——

就学前の乳幼児で、保護者が以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当される場合

- ①就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、すべての就労を含む。）  
※月60時間以上（目安：1日4時間以上かつ月15日以上）の就労が必要です。
- ②妊娠、出産（産前6週間から産後8週間の属する月まで）
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む。）（求職日から3ヶ月間の属する月まで）
- ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む。）
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合

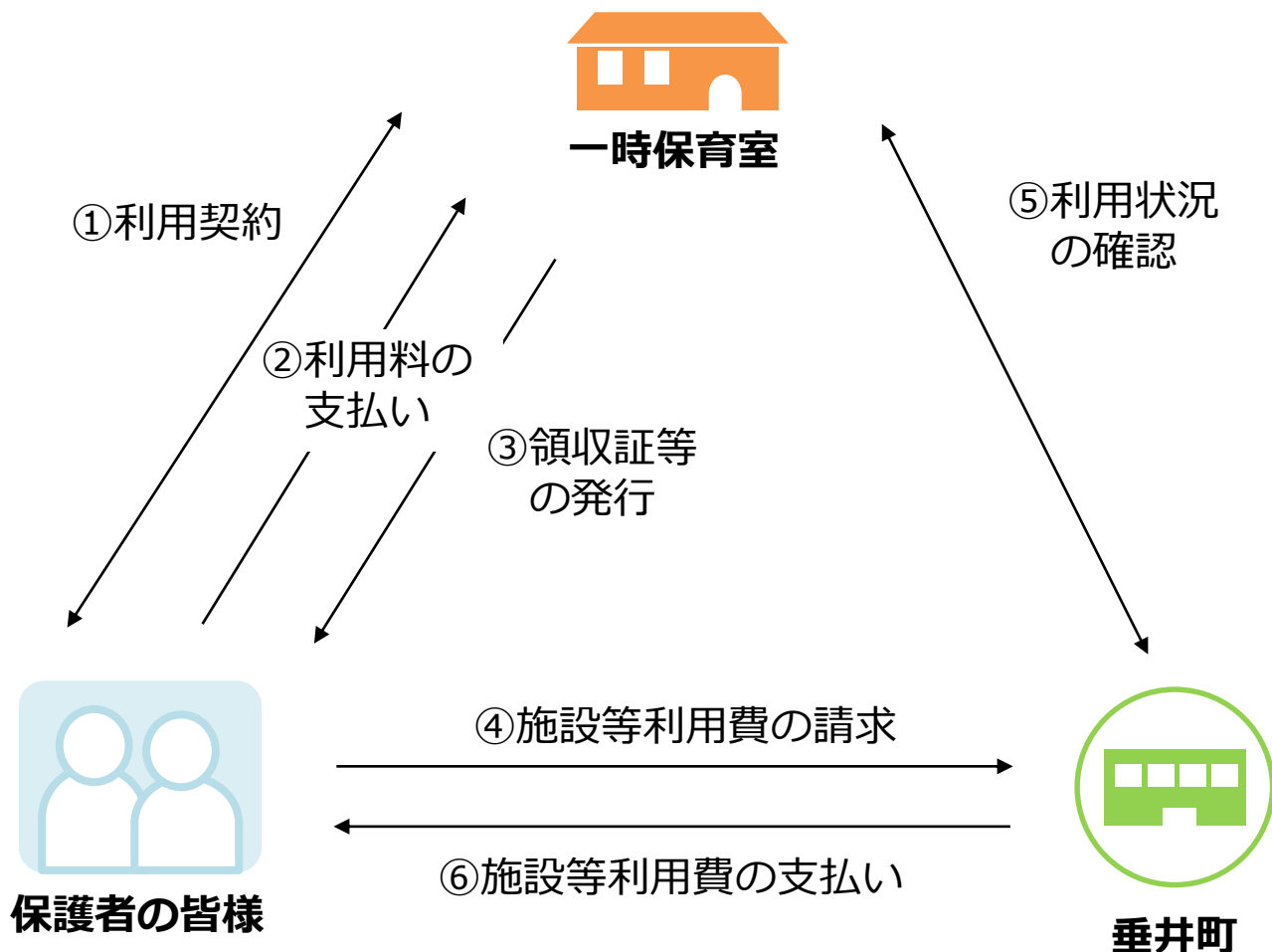
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円までの利用料が無償化の対象となります。

（注）垂井町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、通園施設を通して、子育て推進課に申請することが必要です。

- **対象施設は市町村から「確認」を受けた施設**

（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、  
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

# [基本的な手続きのイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、申請が必要です。
- ※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、子育て推進課にご確認ください。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：垂井町役場 子育て推進課  
Tel0584-22-7507 (直通)